

柴田町国民健康保険税減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月26日

柴田町長 滝口 茂

柴田町規則第13号

柴田町国民健康保険税減免規則の一部を改正する規則

柴田町国民健康保険税減免規則（平成17年柴田町規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表 別記1	別表 別記2

別記 1 (改正後)

別表 (第 3 条、第 5 条関係)

国民健康保険税の減免の範囲及び割合

区分	減免の範囲	減免の割合	摘要
条例第 25 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する場合	1 ~ 4 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
条例第 25 条の 2 第 1 項第 4 号に該当する場合	1 ~ 2 (略)	(略)	(略)
	<u>3 平成 23 年 3 月 11 日以降に町に転入した者で、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金、利用者負担及び保険料 (税) の減免措置に対する令和 5 年度以降の財政支援の取扱いについて (令和 4 年 4 月 8 日付け復興庁統括官・厚生労働省保険局長・厚生労働省老健局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長復本第 680 号保発 0408 第 13 号老発 0408 第 1 号障発 0408 第 5 号。以下この表において「国通知」という。) における国民健康保険税の特例免除措置に該当すると認められるとき。</u>	<u>国通知に定められた割合</u>	<u>国通知に定められた当該年度の税額について適用するものとする。</u>
	<u>4 この区分中 1 から 3 までに掲げるもののほか特別の事由があると町長が特に認めるとき。</u>	(略)	(略)

別記2 (改正前)

別表 (第3条、第5条関係)

国民健康保険税の減免の範囲及び割合

区分	減免の範囲	減免の割合	摘要
条例第25条の2第1項第1号に該当する場合	1～4 (略)	(略)	(略)
	<u>5 天災その他の災害により納税義務者等の所有に係る固定資産(償却資産を除く。)が、被害を受け、利用価値を減じた場合において、次のいずれかに該当し、かつ、国民健康保険税の納付が著しく困難であると認められるとき。</u>		
	<u>1 土地について、その被害面積が10分の2以上</u>		
	<u>(1) 被害面積が10分の8以上のとき。</u>	課税額の資産割額の全部	
	<u>(2) 被害面積が10分の6以上10分の8未満のとき。</u>	課税額の資産割額の10分の8	
	<u>(3) 被害面積が10分の4以上10分の6未満のとき。</u>	課税額の資産割額の10分の6	
	<u>(4) 被害面積が10分の2以上10分の4未満のとき。</u>	課税額の資産割額の10分の4	
	<u>2 家屋において、その被害の程度が価格の10分の2以上</u>		
	<u>(1) 全焼、全壊、流出、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき。</u>	課税額の資産割額の全部	
	<u>(2) 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価格を減じたとき。</u>	課税額の資産割額の10分の8	
	<u>(3) 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価格を減じたとき。</u>	課税額の資産割額の10分の6	
<u>(4) 下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき。</u>	課税額の資産割額の10分の4		
(略)	(略)	(略)	(略)
条例第25条の2第1項第4号に該当する場合	1～2 (略)	(略)	(略)
	<u>3 前各区分に掲げるもののほか特別の事由があると町長が特に認めるとき。</u>	(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の柴田町国民健康保険税減免規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。